

太田市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会（以下「協議会」という。）が心豊かで明るくたくましい「あすの太田っ子を育てる」ことを目的に実施する各種研修会その他の事業に対し太田市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 協議会が主催する会員、教職員及び保育士を対象とした各種研修会等
- (2) 協議会が主催する会員及び園児・児童の保護者を対象とした各種行事
- (3) その他協議会の運営に必要な事業

(交付の対象となる経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費とする。

(交付金額の算定基準)

第4条 補助金の額は、当該事業に要する費用の2分の1以内の額とし、予算の範囲内をもって補助するものとする。

(交付手続)

第5条 交付に関する手続は、規則によるものとし、次の各号の申請書等に係る添付書類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等交付申請書の添付書類

- ア 補助事業計画書
- イ 総会資料

- (2) 補助事業等実績報告書の添付書類

- ア 補助事業報告書（収支決算書）
- イ 事業報告書

- (3) 概算払請求書の添付書類

- ア 補助金概算払請求理由書・使途計画書

(補助金の減額等)

第6条 市長は、剰余金が生じた場合は、返還を求めることができる。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。